

## 第16回 公益通報者保護特別委員会

公益通報者保護特別委員会委員長 光前 幸一 (29期)

### 1 「公益通報者保護法」とともに

当委員会は、「公益通報者保護法」が施行（平成18年4月）されたのにあわせて活動を始めました。企業や行政の不祥事報道は、日常の茶飯のごとくになっていますが、その大半は、従業員等の内部告発がきっかけとなっています。不祥事が増えたというわけではなく、内部告発により暴かれる不祥事が増えたということです。ということで、企業等のコンプライアンスにおける内部告発の重要性が認識され、わが国でも、イギリスの「公益開示法」(Public Interest Disclosure Act / 1998年施行) にならった法律(全11ヶ条)の制定となりました。

ただ、勤務先にとって不利益な事実の告発は、勤務先に対する誠実義務違反という側面をもちますので、不用意な告発には、使用者側から制裁を加えられることがあり、このような告発の正当性や制裁処分の妥当性をめぐり、これまでに、多数の裁判例が積み上げられています。

### 2 活動の内容

当委員会は、公益通報者保護制度が市民や企業に広く理解され、法律が健全に運用されることを目指し、①法律の内容を含めた公益通報制度一般に関する調査・研究と情報の提供、②通報を行おうとする者に対する法律相談や相談担当者の育成（東京弁護士会では、公益通報に関する無料法律相談制度《ヘルプライン》を設けています）、③企業や官公庁、地方自治体に対する内部通報制度（通報窓口

として弁護士の活用）導入への働きかけ等を中心に活動し、新宿区や農水省、環境省、国土交通省といった自治体や官庁に、通報窓口への弁護士紹介の実績をあげています。

### 3 公益通報制度の専門性と職域の拡大

公益通報制度は企業の内部統制システム（会社法348条、同施行規則100条等）のツールとして不可欠なものとされており、通報窓口としての弁護士業務は顧問業務とは異なる新たな職域となっています。それだけに、弁護士には、企業の死活を制するような劇薬的効用さえもつこの制度について、通報者からも、また使用者からも信頼される健全な制度の育成への努力が強く求められています。

当委員会は、原則として毎月第2金曜日の午後3時から委員会を開催しています。何分にも、公益通報制度は新しい制度であり、当委員会がこのような活動をしていることの認知度も低いため、市民からのヘルプラインの利用はそれほど進んでいません。多数の会員がこの委員会に積極的に参加され、制度の普及活動とともに、この制度のプロフェッショナルとして、今後の弁護士業務の一つに加えられることを期待します。

\*公益通報者保護特別委員会に関する問い合わせ先  
全体委員会 毎月第2金曜日 午後3時～5時  
担当事務局 法律相談課 TEL.03-3581-2206